

2017年度 公益社団法人香川県聴覚障害者協会 基本方針

2016年4月1日施行の障害者差別解消法により、国の行政機関や地方自治体は、障害を理由とする差別を禁止し、障害者からの求めに応じて過重な負担でない限り合理的配慮をすることが義務（民間事業者は努力義務）となり社会で少しずつ合理的配慮の社会環境が整いつつありますが、まだまだ完全とは言えません。

日常生活をする上で普段何気なく見過ごしていることや気がつかないこと、仕方がないと諦めていることもまだまだ多く埋もれていると思います。

私たちは、日常生活で不便だと感じていることをもっと社会にアピールして改善してもらえるような提案も関係機関等に働きかけ、誰でもが住みやすい社会環境の実現に向けて取り組みます。

また、手話言語条例を制定する自治体も増えており、香川県においても手話言語条例の早期制定に向けて県・市など関係機関等への働きかけや手話言語条例の目的など皆さんに理解してもらえるように学習会などの取り組みも香川県手話通訳問題研究会とも連携して進めて行きます。

手話通訳者の人材確保は、喫緊の課題です。手話通訳者の高齢化もあり派遣できる手話通訳者が減少傾向にあります。手話を学ぶ人材を養成するために公益事業である手話奉仕員養成事業（香川県下市町合同事業）を円滑に進められるように各市町と連携した取り組みを行い香川県民に手話の普及と聴覚障害者への理解を広げられるよう取り組みを進めて行きます。

また、県市町意思疎通支援事業である意思疎通支援（手話通訳）者派遣においても聴覚障害者の自立と社会参加が促進できるように県市町とも連携して進めて行きます。

聴覚障害者が住みやすい社会は、一般県民も住みやすい社会になります。障害者基本法・差別解消法・障害者権利条約などの理念が広く地域社会に浸透して差別のない社会環境を作っていくための取り組みも私たち法人の事業として取り組んで行きます。

聴覚障害者の社会参加を促進するための情報提供や各種事業を実施し、広く一般県民の方々にも参加を呼びかけ聴覚障害者の理解を深めてもらうために手話指導講師養成についての取り組みを行います。

2017年度は、以下の取り組みを強化します。

①手話通訳事業拡充のための取り組み

- (1)香川県下各市町が実施している意思疎通支援支援事業(手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業)の地域格差をなくし安心して利用出来るように引き続き関係市町と協議を行います。
- (2)聴覚障害者団体が主催する行事への手話通訳派遣についても香川県意思疎通支援事業として実施しているので、県と連携して円滑な運用ができるよう進めて行きます。
- (3)安心して手話通訳の派遣を受けられるように手話通訳者や手話学習者等に対する情報提供や手話通訳者として必要な技術や知識の指導を現任研修会として県下2会場で6回(計12回)開催します。

②組織と活動強化のための取り組み

- (1) ろうあ運動を進めていくためにも法人組織を強固にするためにも会員拡大は重要です。地域協会との連携を図り未加入者への働きかけを行い会員拡大に取り組みます。
- (2) 会員が自由に地域協会を選択できるように地域協会と連携して、会員の定着を図ります。
- (3) これからの法人活動を担う若年会員の組織化を図り青年部活動の支援を行います。
- (4) 全国的な聴覚障害者福祉の動向等の情報を得て地域での活動に活かすために日本聴力障害新聞や季刊みみを購読することは大切です。地域協会と連携しての購読者拡大に取り組みます。
- (5) 各委員会活動の充実と会員の拡大に取り組みます。

③香川県聴覚障害者福祉センター運営のための取り組み

- (1) 限られた予算と人材の中で効果的な事業を展開できるように工夫します。
- (2) 利用しやすく開かれた施設になるよう利用者のご意見を伺いながら改善します。

④高齢者対策のための取り組み

- (1) 会員の高齢化に伴い行事内容や開催方法、高齢会員も参加できる環境の整備や高齢者役員の負担軽減についても引き続き検討します。

⑤情報手段拡充のための取り組み

- (1) 災害時の支援のあり方について今年度も引き続き関係団体と連携して対応方法を検討するための委員会を開催し災害対策訓練を実施します。
- (2) 香川県聴覚障害者福祉センター事業と法人事業を連携した情報提供セミナーを開催します。
- (3) 香川県からの受託事業であるIT活用支援事業において、各種講習会や個別指導、居宅派遣等を実施してIT活用の支援をします。

⑥手話のできる県民を増やすための取り組み

- (1) 香川県からの受託事業である手話通訳者養成事業の充実を図り手話通訳者になる人材を育てます。
- (2) 手話奉仕員養成講座を市町と連携して香川県内6ヶ所で開催すると共に講座運営に必要な講師を養成するために講師養成講座に派遣します。
- (3) 大学や専門学校、各種団体等からの依頼に応じて講師派遣を行い、手話の普及や聴覚障害者の理解促進に努めます。
- (4) 全国手話検定試験を実施して県民に手話の普及を図ります。
- (5) 全国手話通訳者統一試験を導入して全国均一的な知識や技術を身につけた手話通訳者を県登録して手話通訳者を確保します。

⑦関係団体と連携した取り組み

- (1) 一般財団法人全日本ろうあ連盟と共に聴覚障害者の福祉向上などの運動を連携して進めます。
- (2) 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会に加盟し他の障害者団体と共に障害者福祉向上のために共に取り組みを進めます。
- (3) 香川障害フォーラムに加盟し障害者の差別禁止条例制定に向けての取り組みや障害

者総合支援法における要望など香川県内の障害者団体と共に運動を進めます。

(4)関係団体（香川県中途失聴難聴者協会・香川県手話通訳問題研究会・要約筆記サークルゆうあい）と協力した取り組みを進めます。

特に香川県手話通訳問題研究会と合同で三役会議を定期的に行い、情報の共有化と運動方針の確認を進めると共に合同研修会などを開催します。

公益事業 1 コミュニケーション支援事業

【 事業方針 】

聴覚障害者が日常生活において必要な意思疎通支援事業を実施している香川県並びに各市町及び各種団体等からの依頼を受け、手話通訳者等をコーディネートして手話通訳者を派遣する。

この事業により香川県下の聴覚障害者と健聴者とのコミュニケーションが円滑になると共に様々な情報取得支援を行うことで聴覚障害者の社会参加促進に寄与する。

【 事業計画 】（事業担当は、全てセンター）

①市町意思疎通支援事業

- ・香川県下各市町手話通訳設置事業
- ・香川県下各市町手話通訳者派遣事業
- ・香川県意思疎通支援事業

②手話通訳者等派遣事業

- ・各種団体等への手話通訳者派遣事業
- ・手話通訳者現任研修会（センター・情報コミュニケーション委員会）

公益事業 2 香川県聴覚障害者福祉センターの管理運営事業

【 事業方針 】

聴覚障害者への情報提供・相談支援、研修室及び情報機器の貸出、文化・学習・レクリエーション支援等を行うための聴覚障害者情報提供施設とそれに付随する事業を香川県より受託されている指定管理者として管理運営を行う。

【 事業計画 】（事業担当は、全てセンター）

①香川県聴覚障害者福祉センター管理運営事業

②手話通訳者養成事業

- ・手話通訳者養成講座選考試験（センター・情報コミュニケーション委員会）
- ・手話通訳者全国统一試験

③手話奉仕員養成事業

県内各市町事業を受託して県内数カ所で計画的に開催

- ・手話奉仕員養成講座講師研修会の開催（情報コミュニケーション委員会）

④字幕入りビデオ製作事業

⑤字幕入りビデオ貸出事業

⑥IT活用支援事業

【 会議 】

- ・香川県聴覚障害者福祉センター運営委員会
- ・全国手話通訳者統一試験委員会
- ・手話通訳者養成講座運営委員会
- ・設置通訳者業務連絡会議&研修会

公益事業 3 聴覚障害や聴覚障害者及び手話の普及啓発事業

【 事業方針 】

聴覚障害や聴覚障害者、手話等に関して健聴者に正しく理解してもらうために普及啓発を行い、聴覚障害者が社会参加しやすい環境整備を図ります。

【 事業計画 】

①啓発事業

事務局担当事業

- ・ 毎月1回新聞の編集・発行
- ・ 第38回手話まつり（中讃地区）
- ・ 新春交歓会
- ・ 全国手話検定試験受験者のための学習セミナー（5・4・3・2・準1・1級）
- ・ 全国手話検定試験（5・4・3・2・準1・1級）

情報・コミュニケーション委員会担当事業

- ・ 第25回香川手話フォーラム
- ・ 統一試験に向けての学習会（手話技術レベルアップ学習会）
- ・ 手話コミュニケーションを学ぼう
- ・ ろう者のための国語

組織委員会担当事業

- ・ デフ・フェスティバル（組織委員会）
- ・ 法人香通研合同学習会（組織委員会・事務局）

②聴覚障害者や手話に関する刊行物、資料等の紹介（担当：事務局）

③手話講習会等指導事業（センター）

大学や専門学校、各種団体等からの要請に応じて講師の派遣

【 会議 】

- ・ 手話検定試験委員会（事務局）
- ・ 手話通訳士養成講座運営委員会（事務局）
- ・ 手話フォーラム委員会（情報コミュニケーション委員会）
- ・ スタッフ会議（情報コミュニケーション委員会・組織委員会）

公益事業 4 聴覚障害児・者生活支援事業

【 事業方針 】

聴覚障害に起因する情報アクセス・コミュニケーション困難等により、社会から孤立しやすい聴覚障害児・者や家族等（関係者を含む）を対象に自立した生活を営むための相談窓口や当事者が中心となって同一のコミュニケーション手段による高齢聴覚障害者を対象とした日常生活情報や学習機会の提供及び交流等のサービスを提供する。

また、災害時における聴覚障害者支援に関して防災訓練などを通じて防災・減災の意識を高めたり支援の在り方を検討する。

【 事業計画 】

①聴覚障害児・者相談事業

- ・手話サロン（教育・文化）
- ・相談窓口の設置（センター）

②高齢聴覚障害者生活支援事業

- ・若葉の会（センター）
- ・情報提供セミナー（センター）
- ・デフ・いきいきつどい（福祉大会）（組織委員会）
- ・聴覚障害者災害対策訓練（組織委員会）

【 会議 】

- ・スタッフ会議（若葉の会・教育文化委員会・組織委員会）
- ・聴覚障害者災害時支援対策準備委員会

公益事業5 聴覚障害者社会参加促進事業

【事業方針】

社会の中でコミュニケーションが困難なことから孤立したり、情報格差が生じるなどの障壁があり、聴覚障害者と健聴者が共に参加できる学習会・スポーツ交流会などを実施して聴覚障害者と健聴者の相互の交流を深め、聴覚障害に関わる情報共有・交換の場を提供する。

また、講演会等の開催や全国大会等への参加等により聴覚障害者の文化教養を高める等により社会参加の促進を図る。

【事業計画】

①聴覚障害者研修事業

- ・全国ろうあ者大会、四国ブロック各種研修会（事務局）
全国ろうあ者相談員研修会、（事務局）
- ・全国ろうあ高齢者大会、全国ろうあ高齢部代表研修会（組織委員会）
- ・全国ろうあ女性集会、全国ろうあ女性幹部研修会（組織委員会）
- ・全国ろうあ青年研究討論会（組織委員会）
- ・ろう教育を考える全国討論集会（教育・文化委員会）
- ・全国手話通訳問題研究集会（情報・コミュニケーション委員会）

②情報提供事業

- ・ろうあ者のための国語（情報・コミュニケーション委員会）
- ・春の茶話会（組織委員会）
- ・ヤング・フェスティバル（組織委員会）

③聴覚障害者スポーツ大会参加支援

スポーツ委員会担当事業

- ・全国ろうあ者体育大会参加支援
- ・中国・四国地区ろうあ者体育大会参加支援
- ・全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会参加支援（組織委員会）
- ・全国ろうあ高齢者グラウンド・ゴルフ競技大会参加支援（組織委員会）
- ・四国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会参加支援（組織委員会）
- ・四国ろうあ高齢者グラウンド・ゴルフ競技大会参加支援（組織委員会）
- ・健康交流会（休止）

【会議】

- ・全国情報・コミュニケーション担当者会議
- ・全国スポーツ委員長会議
- ・全国ろうあ青年部活動者会議
- ・青年部西日本エリア幹部研修会
- ・課題対策全国代表者会議
- ・スタッフ会議（スポーツ委員会）

法人事業

【 事業方針 】

「法人・センターに関わる全ての人、一人一人を大切にし、信頼される法人・施設を目指します。」の基本理念に基づき、会員の社会参加促進と住みやすい社会環境整備に向けての運動を展開します。

【 事業計画 】

- ①会員拡大と会員管理（組織委員会・事務局）
- ②住みやすい社会環境整備に向けての運動
 - ・ 障害者関係団体（香川県身体障害者団体連合会・香川障害フォーラム・香川県中途・失聴難聴者協会）との連携
 - ・ 香通研との連携強化（合同三役会議の定例化など）

【 会議 】

- ・ 総会
- ・ 理事会
- ・ 監査会